

豊中市規則第42号

副市長事務分担規則の一部を改正する規則

副市長事務分担規則（昭和49年豊中市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2条 副市長の事務分担は、おおむね次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>菊池副市長 危機管理課，都市経営部，都市活力部，環境部，財務部施設課，都市計画推進部，都市基盤部，消防局及び上下水道局に関する事務</u></p> <p><u>足立副市長 人権政策課，総務部，財務部（施設課を除く。）</u>，市民協働部，福祉部，健康医療部，こども未来部，会計課，市立豊中病院及び教育委員会に関する事務</p>	<p>第2条 副市長の事務分担は、おおむね次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>菊池副市長 危機管理課，総務部，都市経営部，都市活力部，財務部，都市計画推進部，都市基盤部，会計課，消防局及び上下水道局に関する事務</u></p> <p><u>野村副市長 人権政策課，環境部，市民協働部，福祉部，健康医療部，こども未来部，市立豊中病院及び教育委員会に関する事務</u></p>

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。